



第6次さむかわ男女共同参画プラン(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)



(意見募集期間)

令和6年12月7日(土) ~ 令和7年1月6日(月)まで

「第6次さむかわ男女共同参画プラン(案)」 に対するみなさんのご意見をお待ちしています



町では、令和3年3月に「第5次さむかわ男女共同参画プラン」(令和3年度~令和6年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取組を進めています。この度、計画期間が終了することから、令和7年度から令和10年度までの4年間を計画期間とする「第6次さむかわ男女共同参画プラン」を策定します。

《基本理念》

「男女共同参画社会の形成」を基本理念とし、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が基本理念の実現につながるものと考えています。

《基本的な考え方》

基本理念実現のため、個人個人の意識向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みづくりが必要です。

この計画では基本的な考え方を次の3つに整理し、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

- (1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり
- (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
- (3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

《基本目標》

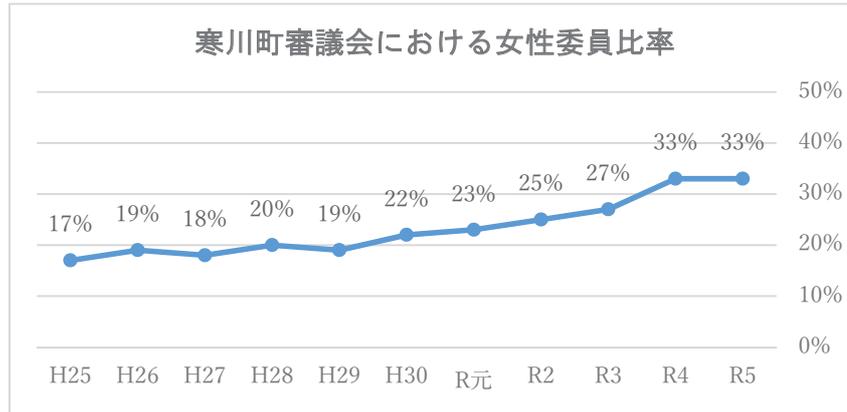
基本理念に基づいて、次の5つの基本目標を掲げ具体的な事業を展開します。

- I あらゆる分野での女性の活躍推進
- II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
- III ワーク・ライフ・バランス推進のための取組
- IV ジェンダー平等の意識啓発の推進
- V 安心して暮らせる社会の実現

基本目標Ⅰ

あらゆる分野での女性の活躍推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠です。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、男女間の実質的な参画機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要です。寒川町の審議会における女性委員の比率は33.4%（令和5年4月1日現在）であり、女性の参画について、まだ十分とは言えません。そこで、事業所や町民に対し、意識啓発や学習の機会を提供することにより、女性も活躍しやすい環境づくりを目指します。



「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）より作成

基本目標Ⅱ

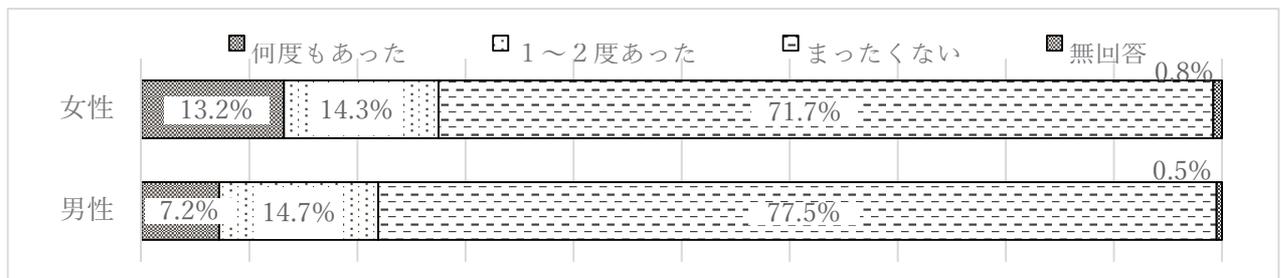
人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成には、性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されることが求められます。個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できる環境づくりを目指します。

そして、人権侵害となるあらゆる暴力は決して許されるものではありません。誰もが健やかで、生き生きと暮らすことができる社会を形成するために、異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶を目指します。

また、男女がお互いを理解し、健康に過ごせる社会を形成するために男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

グラフ：配偶者からの暴力



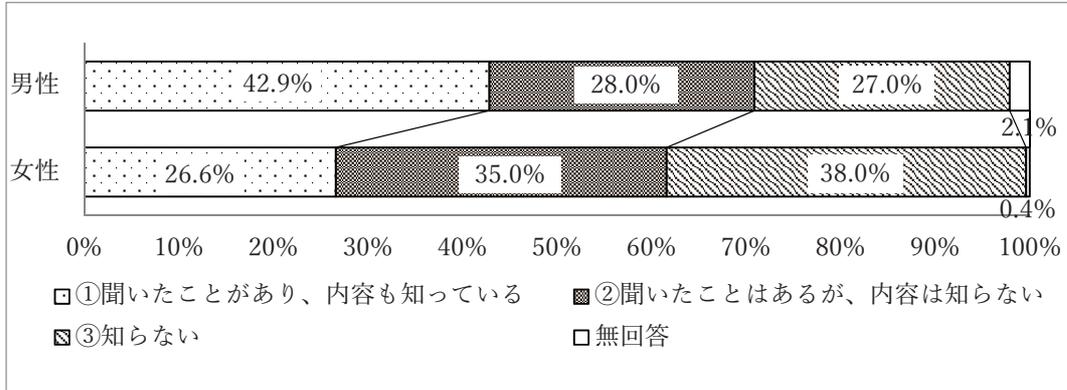
男女間における暴力に関する調査 令和5年版データ（内閣府）

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

男女がお互いの価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や、家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備を図る必要があります。誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味などを自分に合ったバランスでできるよう、男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供を行います。

また、保育環境の充実や家事、育児、介護への男性の参加の促進を図ります。

グラフ：「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について知っていますか



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

基本目標Ⅳ ジェンダー平等の意識啓発の推進



男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

そのため、職場や地域において男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、学習機会を提供することで、町民の理解促進を図ります。

また、家庭や学校においても男女共同参画意識の醸成、男女平等教育の推進、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

基本目標Ⅴ 安心して暮らせる社会の実現

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしています。女性比率の高い非正規職の雇用情勢は大きく悪化し、特に独身者やひとり親家庭などにおいて、経済的な困難を抱えています。誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現には、貧困、性暴力など幅広い分野での取組が必要となります。こうした状況を踏まえ、性別に関わらず誰もが、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる社会を構築していきます。

《計画の推進》

この計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」のためには、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力が欠かせないため、計画の推進にはそれぞれの役割に応じた関わり方ができるよう体制を整備し、連携を図りながら次の4点に取り組みます。

1. 町民参画による推進
2. 庁内の推進体制
3. 関係機関との連携
4. 計画の進行管理

資料全編の閲覧方法

「第6次さむかわ男女共同参画プラン（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『第6次さむかわ男女共同参画プラン』と検索

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。 ▶二次元コードはこちら

町役場本庁舎2階町民相談室、寒川町民センター、同センター分室、
北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合図書館
シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：〒253-0196 寒川町宮山 165
- ② F A X：0467-74-2833
- ③ メール：soudan@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④ 電子申請は右の二次元コードから
- ⑤ 担当課へ持参



受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～午後5時15分まで
(宛先) 寒川町 町民部 町民窓口課 相談・人権担当

- ⑥ 資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接
(記入事項)

閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に、ご意見、住所、氏名（団体等の場合は所在地）をご記入の上、上記①～⑥の方法で提出してください。

(募集期間) 令和6年12月7日(土)～令和7年1月6日(月)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第6次さむかわ男女共同参画プラン」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

お問い合わせ先

寒川町町民部 町民窓口課 相談・人権担当

住 所 〒253-0196

寒川町宮山 165 番地

電 話 0467-74-1111

F A X 0467-74-2833

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ